解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月十四日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により平成二十三年八月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

広島市中区東白島町五番二二号

医療法人エファイジイ

清算人　中須賀　徹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

東京都新宿区西早稲田二丁目一一番一五号

八〇三

特定非営利活動法人住宅科学検査機構

清算人　斎藤　静敬

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

東京都新宿区戸塚町一丁目六四七番地早稲田大学構内

財団法人国際大学協会日本協力会

清算人　浅島　誠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月五日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

大阪市天王寺区清水谷町二番四四号大阪府立清水谷高等学校内　社団法人清友会

代表清算人　日根野文三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月二十六日の社員総会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

和歌山県有田郡湯浅町湯浅八四六番地

特定非営利活動法人風音会

清算人　綛田　博子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

沖縄県島尻郡久米島町字宇江城二一五七番地

特定非営利活動法人久米島紫金鉱振興会

清算人　島袋　周仁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十六日開催の第十一回定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

東京都新宿区下宮比町二―二八

特定非営利活動法人海外活動支援ネット

清算人　吉永　攻

解散公告（第三回）

当法人は平成二十三年八月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

東京都港区赤坂三丁目二番六号赤坂光映ビル第三階第A号室

医療法人社団大野眼科赤坂クリニック

清算人　大野　泰治

連絡先東京都目黒区平町二丁目二番一四号

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年八月十九日に土地改良法第六十七条第二項の規定により解散の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

和歌山県日高郡日高町小中七九二

清算法人小中土地改良区

清算人　中前　岑夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年八月三日付福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十日

北九州市小倉北区室町二丁目一一番四号

西小倉駅前第一地区市街地再開発組合

代表清算人　毛利　一彦

公益信託大阪癌研究者育成基金第二十九期決算公告

一、事業概要

癌に関する基礎的研究を行っている若手研究者や研究者育成事業を行っている団体に対する助成。

①研究者助成事業　五件　二五〇万円

②育成団体助成事業　一件　四一万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十三年八月十八日に終了した。

二、財産目録　平成二十三年八月十八日現在

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

平成二十三年九月二十日

大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

公益信託大阪癌研究者育成基金

受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

富山市下奥井一丁目二〇番五号

破産者　株式会社今浦

右の者に対する富山地方裁判所平成二十二年（フ）第一七四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金二二八、四二七、七三〇円

（内優先債権額　金七〇〇、六〇三円）

一、配当することのできる金額　金一三、八三七、九一〇円

（内優先債権額　金七〇〇、六〇三円）

平成二十三年九月二十日

富山市堀端町二番二号

破産管財人　山本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目一二番、最後の住所埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目一二番一三号　被相続人　亡　伊藤　敏貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市台方一二三一番地一二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　星野　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

事務所千葉市中央区中央二―九―八ジブラルタ生命千葉ビル七階千葉第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川畑　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市相木町六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

事務所石川県金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門三〇三号

相続財産管理人　弁護士　向峠　仁志